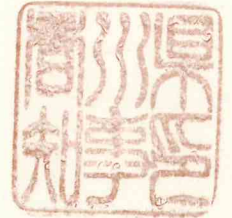


一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造



「感染拡大防止対策期」から「感染警戒期」への移行について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本県では、年末年始における新規感染者の急増を受け、1月9日に「感染拡大防止対策期」に位置付けて以降、これまで2度の期間延長を行い、2月26日までを対策期間としておりましたが、このところの県内の新規感染者数や病床数のひっ迫具合などに減少の傾向が継続してみられること、また、緊急事態宣言対象区域をはじめ、全国の感染状況も減少していることなどを総合的に判断し、「感染拡大防止対策期」の対策期間を1週間前倒しし、2月20日以降、警戒レベルを「感染警戒期」に引き下げることとしました。

今回、「感染警戒期」に移行いたしますが、再度の感染拡大といった事態にならないよう、油断せずに対応していく必要があります。県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

つきましては、貴職におかれまして、「知事から県民の皆様へのメッセージ『感染拡大防止対策期』から『感染警戒期』への移行について」(資料1)及び「感染警戒期における対策(2月20日以降)について」(資料2)の貴社(団体)の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願いいたします。

「感染拡大防止対策期」から「感染警戒期」への移行に当たってのお願い

～知事から県民の皆様へのメッセージ～

本県では、年末年始における新規感染者の急増を受け、1月9日から警戒レベルを「感染拡大防止対策期」に引き上げ、県民の皆さまには、県内での不要不急の外出や県外への不要不急の往來を慎重に検討していただくほか、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往來自肅を協力要請するとともに、事業者の皆さまには、業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実践をお願いしてまいりました。

改めまして、県民の皆さま、事業者の皆さまが感染防止にご協力いただいていることに対し、感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医師、看護師をはじめとする医療従事者の皆さまに対しましても、心から御礼申し上げます。

1月9日に「感染拡大防止対策期」に位置付けて以降、これまで2度の期間延長を行い、2月26日までを対策期間としておりましたが、このところの県内の新規感染者数や病床数のひっ迫具合などに減少の傾向が継続してみられること、また、緊急事態宣言対象区域をはじめ、全国の感染状況も減少していることなどを総合的に判断し、「感染拡大防止対策期」の対策期間を1週間前倒しし、明日2月20日以降、警戒レベルを「感染警戒期」に引き下げることにします。

「感染警戒期」においては、これまでの「感染拡大防止対策期」における対応のうち、県内の不要不急の外出を慎重に検討していただくことの協力要請は解除したうえで、感染者が多く確認されている都道府県への不要不急の往來は引き続き慎重に検討していただくことなどの対策を取ることとします。また、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往來は引き続き自肅をお願いします。

なお、対策期間につきましては「当分の間」とし、次の対策期への移行については、今後の新規感染者数の傾向や指標などを踏まえ、総合的に判断することとしますが、今後の新規感染者数の増加により、感染拡大の恐れがある場合には、速やかに警戒レベルの引上げや必要な対策を講じることとします。

いずれにいたしましても、今回、「感染警戒期」に移行しても、再度の感染拡大といった事態にならないよう、油断せずに対応していく必要があります。県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

なお、ワクチン接種については、現在、各市町や医療機関、関係団体等と緊密な連携のもと準備を進めているところであり、円滑な接種が行われるよう県としてその対応に万全を期してまいります。

こうした感染防止対策を講じていただくことを前提として、今後は、県内経済への影響を適切に把握して必要な対策を講じつつ、社会経済活動の維持・回復にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

令和3年2月19日

香川県知事 浜田 恵造

感染警戒期における対策（2月20日以降）について

令和3年2月19日

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

(1) 外出について

○感染拡大地域（新規感染者数が5人以上/人口10万人/週を目安）への不要不急の移動については慎重に検討するよう協力要請

また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあつては、特に慎重に検討するよう協力要請

県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請

○外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請

別添1（省略）：気をつけていただきたいこと

○発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請

別添2（省略）：業種別ガイドライン

○厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請

○施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に利用することを協力要請

別添3（省略）：かがわコロナお知らせシステム

※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があつた場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

○「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請

別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」

（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

別添5（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」

（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）

○大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請

○会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請

○感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請

別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添2（再掲）：業種別ガイドライン

別添7（省略）：今後における適切な感染防止対策

別添8（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添3 (再掲) : かがわコロナお知らせシステム

別添9 (省略) : 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること

・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること

・手洗い・手指消毒を徹底すること

・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること

・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと

・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

○介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請

3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

○催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請

協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添10 (省略) : 催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添11 (省略) : 催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

(別紙「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応」のとおり)

国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について

令和3年1月8日

令和3年2月3日改正

○対象期間：1月8日（金）～3月7日（日）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

(1) 外出について

- ・緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来自粛の協力要請
- ・日程の延期ができない、また、オンラインなどで代替がきかない不要不急以外の用件で緊急事態宣言対象区域を往来する場合は、感染防止対策を徹底し、対象区域となる都道府県の要請に従うよう協力要請

(2) 飲食について

- ・緊急事態宣言対象区域から参加者の来県が想定される催物の前後における大人数での会食等を控えるよう協力要請

2. 事業者への協力要請（法第24条第9項）

- ・香川県に本社・本店が所在する企業に対し、緊急事態宣言対象区域に有する支社・支店等におけるテレワークの徹底について協力要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- ・緊急事態宣言対象区域から参加者の来県が想定される催物の主催者に対し、催物の前後における大人数の会食等を控えるよう呼びかけることの協力要請

4. 緊急事態宣言対象区域から来県される方への協力依頼（法によらない協力依頼）

- ・お住まいの地域において、感染拡大の状況を踏まえ、地域外への移動についてどのような対応が求められているのかを十分確認するよう協力依頼
- ・体調が悪い方や来県前2週間以内に『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当するような感染リスクの高い行動をとった方は、本県への帰省や旅行等を控えるよう協力依頼